

塩谷町告示第 85 号

塩谷町低所得者の子育て世帯向け物価高騰対応支援給付金実施要綱をここに公布する。

令和 6 年 4 月 25 日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町低所得者の子育て世帯向け物価高騰対応支援給付金実施要綱

令和6年4月25日

告示第23号

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯への支援を目的とし、特に家計への影響が大きい子育て世帯に対して実施する塩谷町低所得者の子育て世帯向け物価高騰対応支援給付金(以下「本給付金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 本給付金の支給対象者は、令和5年12月1日(以下「基準日」という。)において、次条に規定する対象児童がいる令和5年度塩谷町住民税非課税世帯等向け生活支援特別給付金支給事業実施要綱(令和5年塩谷町告示第14号)又は令和5年度塩谷町住民税均等割のみ課税世帯向け物価高騰対応支援給付金実施要綱(令和6年塩谷町告示第22号)(以下これらの要綱を「物価高騰支援給付金実施要綱」という。)による支給を受けている世帯の世帯主とする。

2 第1項の規定による支給対象者が基準日以後に死亡した場合又は支給対象者を決定する際に特別な配慮を要する場合の取扱いについては、物価高騰支援給付金実施要綱の例による。

(対象児童)

第3条 対象児童は、次に掲げるものとする。ただし、世帯主である18歳以下の者を除く。

- (1) 町の住民基本台帳において支給対象者と同一世帯に属する平成17年4月2日から基準日までに出生した者
- (2) 町の住民基本台帳において支給対象者と同一世帯に属する基準日の翌日から市長が別に定める日までに出生した者(以下「新生児」という。)
- (3) 町の住民基本台帳において支給対象者と同一世帯には属さないが生計を同一にする平成17年4月2日から町長が別に定める日までに出生した者

2 前項の規定にかかわらず、既に、他の市区町村から国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した同様の低所得者の子育て世帯物価高騰支援給付金の支給を受けた世帯(支給を辞退した世帯、申請を取り下げた世帯及び申請等を行わず支給を辞退したものとみなされた世帯並びに申請を取り下げたとみなされた世帯を含む。)の児童は、対象としない。

(支給額)

第4条 給付金の額は、前条第1項の規定による対象児童1人当たり5万円とする。

(支給の方式)

第5条 本給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別紙様式第1号の確認書による申請により行う。

2 支給は次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

一 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により町に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

二 窓口申請方式 申請者が申請書を町の窓口に出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

三 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は町の窓口において町に提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、本給付金の申請にあたり町から求めがあった場合、本人確認書類の写しを提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証しなければならない。

(代理による申請)

第6条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成員

(2) 法定代理人親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人

(3) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

2 代理人が本給付金の確認書を提出するときは、委任欄への記載又は委任状を提出しなければならない。また、この場合、町は本人確認書類の写しの提出又は提示を求めることにより、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

(申請期限等)

第7条 本給付金の申請受付開始日は、町長が別に定める日とする。

2 本給付金に関する申請書の提出期限は令和6年5月20日までとする。

(支給の決定)

第8条 町長は、第5条の規定により申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、支給対象者に対し、その旨を通知するとともに、本給付金を支給する。

(給付金の支給等に関する周知)

第9条 町長は給付金事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請期限等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第7条第2項の提出期限までに、第5条の規定による申請が行われなかった場合は、本給付金の支給を辞退したものとみなす。

2 町長は第5条の規定により確認書を受理した後、又は、支給決定を行った後、確認書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず確認書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 町長は、偽りその他の不正の手段により本給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った本給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年3月1日から適用する。

世帯主氏名 [Simei]漢字氏名  
現住所 [Normal]居住市町村名  
[Normal]居住住所  
[Normal]方書

発行日 令和 年 月 日

塩谷町長 見形 和久

[NW7Barcode]基本コード

[Normal]基本コード

低所得者支援及び定額減税を補足する給付(こども加算)支給要件確認書

低所得者支援及び定額減税を補足する給付(こども加算)について、世帯構成状況に基づき、支給対象世帯に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和〇年〇月〇日までに、この確認書を返送して下さい。

支給方法	口座振込
支給日	確認書を受理した日から〇日後
支給口座	[Normal]金融機関 [Normal]口座番号名義人
支給額	[Money]支給額 (児童数)人数 人)

※ 振込用の口座番号(通帳見開き下部に記載)を印字しています

加算給付対象児童

確認	No.	氏名	性別	生年月日	住所(別居の場合のみ記載してください。)
<input type="checkbox"/>	1	[Normal]こどもカナ氏名01		[Normal]こども生年月日01	<input type="checkbox"/> 同居
		[Normal]こども氏名01			<input type="checkbox"/> 別居
<input type="checkbox"/>	2	[Normal]こどもカナ氏名02		[Normal]こども生年月日02	<input type="checkbox"/> 同居
		[Normal]こども氏名02			<input type="checkbox"/> 別居
<input type="checkbox"/>	3	[Normal]こどもカナ氏名03		[Normal]こども生年月日03	<input type="checkbox"/> 同居
		[Normal]こども氏名03			<input type="checkbox"/> 別居
<input type="checkbox"/>	4	[Normal]こどもカナ氏名04		[Normal]こども生年月日04	<input type="checkbox"/> 同居
		[Normal]こども氏名04			<input type="checkbox"/> 別居
<input type="checkbox"/>	5	[Normal]こどもカナ氏名05		[Normal]こども生年月日05	<input type="checkbox"/> 同居
		[Normal]こども氏名05			<input type="checkbox"/> 別居
連絡先	電話 ( )				

対象となる児童の範囲は、以下のとおりです。

ア 令和5年12月1日時点で、「世帯主」と同一世帯である18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)

イ 「世帯主」と同一世帯、もしくは、別世帯だが扶養している令和5年12月2日以降に生まれた新生児

ウ 令和5年12月1日時点で、同一世帯ではないが「世帯主」が扶養している18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下の欄に記入して下さい。

(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください)

【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付して下さい。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座		
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は※欄に ご記入下さい		通帳番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 0 ※			

代理人が確認する場合は、裏面の代理確認(受給)に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名			
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ( )
上記の者を代理人と認め、 本給付金の [ 確認・請求 受給 確認・請求及び受給 ] を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。			世帯主氏名	署名

### 振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

(表面の上の方に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合は、表面の下の方に記入した振込を希望する口座の確認書類を提出して下さい)

### 本人(代理人)確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し(いずれか1つ)  
 ※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

表面の上の方に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合  
 又は 代理人が確認(受給)する場合 には提出して下さい